

第**73**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号

栄ガスビル 5階 栄ガスホール

※末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。
※前年の開催場所と異なりますので、お間違いのないよう、
お願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで
インターネット又は書面により議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合は、通常郵便と比
べて到着に時間を要しますので、お早めのご投函をあわせて
お願い申し上げます。

日邦産業株式会社

証券コード：9913

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

<株主提案>

- 第5号議案 剰余金処分の件
- 第6号議案 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）
- 第7号議案 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

株 主 各 位

証券コード 9913

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)

名古屋市中区錦一丁目10番1号

日邦産業株式会社

代表取締役社長 岩 佐 恭 知

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますこと、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第73期定時株主総会招集ご通知」、「第73期定時株主総会招集ご通知 第73期報告書」及び「第73期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.nip.co.jp/ir/ir_soukai/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9913/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日邦産業」又は「コード」に当社証券コード「9913」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えてインターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう①当社の指定する議決権行使ウェブサイトにより議決権をご行使、又は②同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご郵送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

| | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2 | 場 所 | 名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル 5階 栄ガスホール |
| 3 | 目的事項 | <p>報告事項</p> <p>① 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>② 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p><会社提案></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件</p> <p>第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件</p> <p><株主提案></p> <p>第5号議案 剰余金処分の件</p> <p>第6号議案 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）</p> <p>第7号議案 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）</p> |

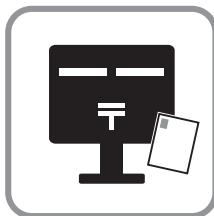
以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供制度の施行に伴い、招集通知等の総会資料は、ウェブサイトに掲載し提供する方法に変更されておりますが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- ◎電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、上記各ウェブサイトに掲載しておりますので、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、本招集ご通知及び報告書には記載しておりません。したがって、本招集ご通知及び事業報告で提供する連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席されない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時30分必着

※通常郵便と比べて到着に時間を要しますので、お早めのご投函をお願い申し上げます。



2 インターネットによる議決権行使

後記（6ページ～7ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで

当日株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

書面による議決権行使のご案内



議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

| | | | | | | | | | | |
|---|-------|--------|--------|--------|------|---|--------|--------|--|---|
| 議決権行使書 日邦産業株式会社 御中 議決権の数 _____ 個 私は、2024年6月25日開催の日邦産業株式会社第73回定時株主総会（継続会または延会の場合も含む。）における各議案の原案に対し下記（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。 2024年6月 日 | | | | | | | | | | |
| 会社提案 | 議案第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 株主提案 | 議案第5号 | 第6号 | 第7号 | 基礎日現在のご所有株式数 _____ 株 議決権の数 _____ 個 ※議決権の数は1単元ごとに1個となります。 | |
| | 原案に対し | 賛 否 | 賛 否 | 賛 否 | | 原案に対し | 賛 否 | 賛 否 | 賛 否 | お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法 ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法 |
| （ご注意） 各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主からの提案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 日邦産業株式会社 | | | | | | | | | | |
| 当社取締役会意見にご賛同いただける場合には、株主提案議案について、「否」に○印でご表示願います。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ログイン用QRコード QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX 仮パスワード（株主番号8桁） XXXXXX 日邦産業株式会社 | | | | |

↑こちらを切り取ってご返送ください。

▶こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第5号議案から第7号議案は株主様からのご提案です。
 当社取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。反対意見の詳細は、54頁以降をご参照ください。
 当社取締役会意見にご賛同いただける場合には、株主提案議案について、「否」に○印でご表示願います。

<会社提案に賛同し、株主提案に反対される場合の記載例>

| | | | | | | | | |
|------|-------|--------|--------|--------|------|-------|--------|--------|
| 会社提案 | 議案第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 株主提案 | 議案第5号 | 第6号 | 第7号 |
| | 原案に対し | 賛 否 | 賛 否 | 賛 否 | | 原案に対し | 賛 否 | 賛 否 |

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

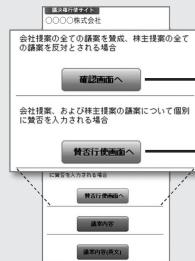


議決権行使書用紙（右側）

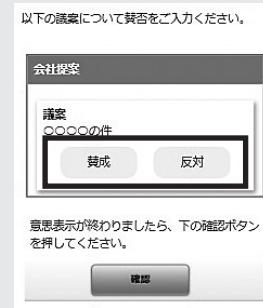
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



■ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト



https://evote.tr.mufg.jp/



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID - - - (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

議案及び参考事項

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、金銭配当を株主還元の柱に置き、「持続的な利益成長に合わせた増配」を基本方針として、配当総額、配当性向ともに持続的に向上させていくことを目指しておりますので、この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する
事項及びその総額
当社普通株式1株につき金74円と
いたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、
673,988,078円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月25日（火曜日）と
いたしたいと存じます。
- (4) 配当金支払開始日
2024年7月16日（火曜日）と
いたしたいと存じます。

(配当金の支払開始日について)

当期の期末配当金のお支払いにつきまして
は、当社株主であるGLOBAL ESG STRATE
GY様から「第5号議案：剰余金処分の件」の
ご提案がありましたことから、配当金支払事
務を行う上で必要な期間の都合上、支払開始
日を2024年7月16日（火曜日）といたした
いと存じます。

通常よりお支払いが遅れますことをお詫び
申し上げます。何卒ご理解を賜りますようお願い
申し上げます。

会社提案

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の6名の取締役（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の答申を得ており、また、監査等委員会から全ての取締役候補者について、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うにあたっての方針及び手続きに定める選任基準を満たしていることに加え、各選任理由を踏まえて適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 いわ さ やす ちか
1 岩 佐 恭 知

再 任

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 取締役在任期間 |
|-------------|------------|----------------|---------|
| 1959年2月26日生 | 154,265株 | 12/12回（100%） | 11年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|------------------------------------|------------------------------|
| 1981年4月 当社入社 | 2013年4月 当社中華圏・海外商事統括 |
| 1986年4月 当社製造部門 金型技術課長 | 2013年6月 当社取締役 |
| 2002年4月 当社商事部門 海外営業部長 | 2014年4月 当社エレクトロニクス事業本部長 |
| 2008年9月 NIPPO (HONG KONG) LTD. 董事長 | 2016年4月 当社代表取締役社長（現任） |
| 2012年4月 当社業務執行役員（現、執行役員） | 2019年6月 当社代表取締役社長兼メカトロニクス本部長 |

取締役候補者の活動概況、期待役割と取締役候補者とした理由

岩佐恭知氏は、「中期経営計画2019」、「中期経営計画2022」に掲げた営業利益、ROE及び株主配当の各目標値を達成し、持ち前の強い意志とリーダーシップをもって「中期経営計画2025」の目標達成に向けて取組んでおります。同氏は当社取締役会が定める取締役の選任基準を満たし、「中期経営計画2025」の目標を達成するために必要となる強い意志とリーダーシップを有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、岩佐恭知氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
2. 岩佐恭知氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在における役員持株会の持分を含む当社株式の数を記載しております。

候補者番号

2

み

三

かみ

上

ひさ

仙

とも

智

再任

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 取締役在任期間 |
|------------|------------|----------------|---------|
| 1969年3月2日生 | 41,838株 | 12/12回 (100%) | 8年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 (株) INAX (現、(株) LIXIL) 入社
 2004年4月 当社入社
 2006年4月 当社管理本部総務部マネージャー
 2011年4月 当社経営企画部長
 2013年4月 当社執行役員
 当社コーポレート本部CSR統括部長

2016年4月 当社コーポレート本部長
 2016年6月 当社取締役
 2020年4月 当社コーポレート本部長兼経営企画・新事業開発担当
 2023年4月 当社コーポレート・経営企画兼新事業開発担当
 2023年6月 当社常務取締役 コーポレート・経営企画兼新事業開発担当 (現任)

取締役候補者の活動概況と期待役割

三上仙智氏は、コーポレート・経営企画兼新事業開発担当の常務取締役として、当社及び当社グループ全体の経理・財務、人事、IT、リスク管理の各機能を監督するとともに、「中期経営計画」の立案及び進捗管理並びに、協業他社とのアライアンス活動を含む新事業開発を担っております。今後も、取締役会と業務執行サイドをつなぐ役割を果たし、財務戦略、人事戦略、M&A計画といった経営上の重要課題の解決を図る役割を担ってまいります。

取締役候補者とした理由

三上仙智氏は、当社取締役会が定める取締役の選任基準を満たし、「中期経営計画2025」のビジョン、実行戦略及び定量目標を達成するために必要となる経営、事業にかかる企画、管理業務に関する豊富な経験及び実績を有しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を締結しており、三上仙智氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
 当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
 但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
2. 三上仙智氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在における役員持株会の持分を含む当社株式の数を記載しております。

候補者番号

3

なか

むら

あつ

し

中村篤志

再任

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 取締役在任期間 |
|--------------|------------|----------------|---------|
| 1969年11月10日生 | 15,702株 | 12/12回 (100%) | 5年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1994年4月 当社入社 | 2016年4月 当社執行役員 |
| 2011年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業1課長 | 当社エレクトロニクス事業本部 (現、商事本部) 長 (現任) |
| 2014年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業2部副部長 | |
| 2015年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業2部長 | 2019年6月 当社取締役 (現任) |

取締役候補者の活動概況と期待役割

中村篤志氏は、取締役商事本部長として、「エレクトロニクス」セグメントを統括し、取締役に就任した2019年度以降2023年度迄のセグメント利益を毎年伸長させつつ、「メーカー機能を備えた材料・部品商社として発展する」という事業ビジョンを掲げ、「中期経営計画2025」の目標達成に向けて取組んでおります。今後も、取締役商事本部長として、同セグメントに利益率の高い製造事業を取込みながら利益成長を図り、取締役会への説明責任を果たしていく役割を担ってまいります。

取締役候補者とした理由

中村篤志氏は、当社取締役会が定める取締役の選任基準を満たし、「中期経営計画2025」のビジョン、実行戦略及び定量目標を達成するために必要となる商事本部の事業統括に関する豊富な経験及び実績を有しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を締結しており、中村篤志氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
2. 中村篤志氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在における役員持株会の持分を含む当社株式の数を記載しております。

候補者番号

おか

じま

ゆう

じ

4

岡島雄二

新任

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 取締役在任期間 |
|-------------|------------|----------------|---------|
| 1972年12月8日生 | 2,125株 | — | — |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------------------|---------|---|
| 1991年4月 | 当社入社 | 2014年4月 | 当社メカトロニクス事業本部製造統括部副統括部長 |
| 2001年4月 | 当社生産本部一宮工場第1生産グループマネージャー | 2016年4月 | NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD.社長（現任） 当社執行役員（現任） |
| 2001年8月 | 当社生産本部一宮工場工場長 | 2019年6月 | 当社メカトロニクス本部副本部長 |
| 2011年4月 | 当社品質保証本部長 | 2021年4月 | 当社メカトロニクス本部長（現任） |
| 2013年4月 | 当社メカトロニクス事業本部製造統括部製造部部長 | 2023年4月 | FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. DE C.V.会長兼社長（現任） |

取締役候補者の活動概況と期待役割

岡島雄二氏は、執行役員メカトロニクス本部長として、「モビリティ」及び「医療・精密機器」の2つのセグメントを統括し、同本部長に就任した2021年度以降2023年度迄のセグメント利益計画を達成させつつ、「差別化技術の強化」と「コスト競争力の強化」を図りながら、「中期経営計画2025」の目標達成に向けて取組んでおります。今後は、取締役メカトロニクス本部長として、同セグメントに新規事業を取込みながら利益成長を図り、取締役会への説明責任を果たしていく役割を担ってまいります。

取締役候補者とした理由

岡島雄二氏は、当社取締役会が定める取締役の選任基準を満たし、「中期経営計画2025」のビジョン、実行戦略及び定量目標を達成するために必要となるメカトロニクス本部の事業統括に関する豊富な経験及び実績を有しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、取締役の新任候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、岡島雄二氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
2. 岡島雄二氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在における役員持株会の持分を含む当社株式の数を記載しております。

候補者番号

5

ごとうまさひろ
後藤 昌 弘

再任

社外

独立役員

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 取締役在任期間 |
|-------------|------------|----------------|---------|
| 1952年8月21日生 | — | 12/12回（100%） | 4年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 名古屋弁護士会（現、愛知県弁護士会）登録
福岡宗也法律事務所入所
1986年5月 弁理士登録
2020年6月 当社社外取締役（現任）

1984年4月 後藤昌弘法律事務所（現、後藤昌弘特許法律事務所）開所 所長（現任）

社外取締役候補者の活動概況と期待役割

後藤昌弘氏は、弁理士登録をする弁護士であり、企業法務に加え、知財戦略に関しても豊富な経験と高い見識を有しており、「中期経営計画2025」のフェーズとして定めた「新たなビジネスモデルの構築」に向けた一つの施策である「新製品・新商材の開発」にあたって、積極的に意見や提言を行っております。今後も、保有技術のブラッシュアップやアライアンス先の技術と当社技術との組合せ等を通じて、当社の特異性が磨かれるよう、意見や提言を行う役割とともに、社外取締役として、取締役会の実効性を向上させていく役割を担ってまいります。

社外取締役候補者とした理由

後藤昌弘氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社取締役会が定める取締役の選任基準を満たし、「中期経営計画2025」のビジョン、実行戦略及び定量目標を達成するために、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 後藤昌弘氏は、社外取締役候補者であります。同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
- また、後藤昌弘氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合は独立役員となる予定であります。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、後藤昌弘氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
- 但し、故意又は重大過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

候補者番号

6

ど ち よう こ
土 地 陽 子

再 任

社 外

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 取締役在任期間 |
|-------------|------------|----------------|---------|
| 1964年10月3日生 | — | 12/12回 (100%) | 4年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|---|----------|-------------------------|
| 1987年4月 | (株)東京銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行 | 2018年11月 | ソフトバンクグループ(株) 入社 |
| 1993年4月 | 同行財務開発部部長代理 | | 同社マネージングディレクター・財務統括IR部長 |
| 1996年9月 | 世界銀行グループ入行 | 2020年2月 | ソフトバンクグループインターナショナル(株) |
| 1998年9月 | 同行国際金融公社Investment Officer | | マネージングパートナー |
| 2001年5月 | トヨタモーターヨーロッパ(株) 入社 | 2020年6月 | 当社社外取締役(現任) |
| 2013年1月 | 同社General Manager, Investor Relations | 2023年6月 | リンナイ(株)社外取締役(現任) |
| 2015年1月 | 同 社 General Manager, Head of Global Treasury & Investor Relations | 2024年3月 | キリンホールディングス(株) |
| | | | 社外監査役(現任) |
| 2018年3月 | トヨタ自動車(株) 経理部IR・株式グループ主幹 | | |

社外取締役候補者の活動概況と期待役割

土地陽子氏は、IR(投資家向け広報)・ESG(環境・社会・ガバナンス)及び資本政策に関する豊富な経験と高い見識を有しており、「中期経営計画」、「中長期的な企業価値向上の取組みと持続的な成長を支えるESGの取組み」、「TCFD提言に基づく情報開示」、「コーポレートガバナンス・コードの取組み」の改正や国内外IRの各活動にあたって、積極的に意見や提言を行っております。今後も、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する意見や提言を行う役割とともに、社外取締役として、取締役会の実効性を向上させていく役割を担ってまいります。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

土地陽子氏は、当社取締役会が定める取締役の選任基準を満たし、「中期経営計画2025」のビジョン、実行戦略及び定量目標を達成するために、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

土地陽子氏が社外取締役を務めるリンナイ株式会社との間に給湯器等に使用する成形品の売買取引がありますが、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 土地陽子氏は、社外取締役候補者であります。同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、土地陽子氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

会社提案

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役5名の全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の5名の監査等委員である取締役（うち監査等委員である社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の答申を得ており、また、監査等委員会から全ての取締役候補者について、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うにあたっての方針及び手続きに定める選任基準を満たしていることに加え、各選任理由を踏まえて適任である旨の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 かわ べ ひろ ゆき
1 川 邊 浩 之

再 任

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における 取締役会出席状況 | 当期における 監査等委員会出席状況 | 監査等委員である 取締役在任期間 |
|-------------|------------|--------------------|----------------------|---------------------|
| 1958年4月29日生 | 13,136株 | 12/12回（100%） | 10/10回（100%） | 2年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1983年4月 当社入社 | 2011年4月 当社精密機器事業本部長 |
| 1996年4月 当社生産本部 開発技術部1部統括マネージャー | 2012年4月 当社業務執行役員（現、執行役員） |
| 2001年4月 当社生産本部 金型技術部2課マネージャー | 2014年1月 NK MECHATRONICS CO., LTD.社長 |
| 2001年8月 当社生産本部 マーケット企画開発部 ゼネラルマネージャー | 2017年4月 当社コーポレート本部 稲沢事業所 拠点長 |
| 2003年4月 NIPPO (HONG KONG) LTD.総経理（深圳 駐在） | 2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） |

取締役候補者の活動概況、期待役割と取締役候補者とした理由

川邊浩之氏は、国内外グループ会社の社長を歴任することで培われた事業運営並びに人事労務に関する豊富な経験と高い見識をもって、監査等委員長として、当社及びグループ会社の監査に取組んでおります。同氏は、当社取締役会が定める取締役及び監査等委員の選任基準を満たし、当社のガバナンスを維持・向上させるために、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に生かしたく、常勤の監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、川邊浩之氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重大失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
2. 川邊浩之氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在における役員持株会の持分を含む当社株式の数を記載しております。

候補者番号 うめ の つとむ

2 梅 野 勉

再任

社外

独立役員

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 当期における監査等委員会出席状況 | 監査等委員である社外取締役在任期間 |
|------------|------------|----------------|------------------|-------------------|
| 1951年3月6日生 | 1,274株 | 12/12回 (100%) | 10/10回 (100%) | 4年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 1976年9月 | 本田技研工業(株)入社 | 2005年5月 | 日本自動車輸入組合理事長 |
| 1995年9月 | Honda Australia Pty., Ltd. 代表取締役社長 | 2008年2月 | フォルクスワーゲングループジャパン(株) 代表取締役会長 |
| 1998年6月 | 本田技研工業(株) 東アジア大洋州部長 | 2009年7月 | (株) M&C SAATCHI Managing Partner |
| 2000年4月 | フォルクスワーゲングループジャパン(株) 代表取締役 | 2010年6月 | 三井金属アクト(株) 社外取締役 |
| 2001年7月 | 同社代表取締役社長 | 2015年6月 | (株) シモジマ 社外取締役(現任) |
| | Volkswagen AG グループ最高経営メンバー | 2020年6月 | 当社社外取締役(監査等委員)(現任) |

社外取締役候補者の活動概況と期待役割

梅野勉氏は、グローバル企業で培われた豊富な経営経験と高い見識を有しており、「中期経営計画」、「中長期的な企業価値向上の取組みと持続的な成長を支えるESGの取組み」その他の事業戦略及び人事戦略等の改正にあたって、積極的に意見や提言を行っております。また、指名・報酬委員会の長として、持ち前のリーダーシップをもって取締役の選解任にかかる基準と手続き、役員報酬制度の改正等を取りまとめた上で取締役会に答申しております。今後も、指名・報酬委員会の長としての役割を果たしつつ、監査等委員監査、監査等委員会及び取締役会の実効性を向上させていく役割を担ってまいります。

社外取締役候補者とした理由

梅野勉氏は、当社取締役会が定める取締役及び監査等委員の選任基準を満たし、当社のガバナンスを維持・向上させるために、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に生かしたく、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 梅野勉氏は、社外取締役候補者であります。
同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、梅野勉氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
3. 梅野勉氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在における役員持株会の持分を含む当社株式の数を記載しております。

候補者番号

3

いけ だ けい こ
池 田 桂 子

再任

社外

独立役員

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における 取締役会出席状況 | 当期における 監査等委員会出席状況 | 監査等委員である 社外取締役在任期間 |
|-------------|------------|--------------------|----------------------|-----------------------|
| 1956年8月20日生 | — | 11/12回 (92%) | 9/10回 (90%) | 4年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--|---------|---|
| 1983年4月 | 弁護士登録 | 2018年4月 | 中部弁護士会連合会理事長 |
| 1986年8月 | 池田法律事務所（現、池田総合法律事務所・池田特許事務所）開所 パートナー（現任） | 2019年5月 | カネ美食品（株） 社外取締役 |
| 2000年7月 | 弁理士登録 | 2019年6月 | 中部日本放送（株） 社外取締役（現任） |
| 2017年4月 | 愛知県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 | 2020年6月 | 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 東邦瓦斯（株） 社外監査役（現任） |
| | | 2023年5月 | カネ美食品（株） 社外取締役（監査等委員）（現任） |

社外取締役候補者の活動概況と期待役割

池田桂子氏は、複数の上場企業の社外役員としての経験を有していることに加えて、弁理士登録をする弁護士として企業法務に携わってきた豊富な経験と高い見識を有しており、リスクマネジメントに関する事項に加え、当社の強みの源泉である社員への人的資本投資の重要性に関して、積極的に意見や提言を行っております。今後も、当社の中長期的な企業価値向上の取組みと持続的な成長を支えるESGの取組みに資する意見や提言を行う役割とともに、社外取締役として、監査等委員監査、監査等委員会及び取締役会の実効性を向上させていく役割を担ってまいります。

社外取締役候補者とした理由

池田桂子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社取締役会が定める取締役及び監査等委員の選任基準を満たし、当社のガバナンスを維持・向上させるために、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に生かしたく、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 池田桂子氏は、社外取締役候補者であります。
同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、池田桂子氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

候補者番号 が もう てい いち

4 蒲 生 貞 一

再 任

社 外

独立役員

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 当期における監査等委員会出席状況 | 監査等委員である社外取締役在任期間 |
|-------------|------------|----------------|------------------|-------------------|
| 1957年3月31日生 | — | 12/12回 (100%) | 10/10回 (100%) | 4年 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|-------------------|---------|-------------------------------|
| 1975年4月 | 名古屋国税局入局 | 2014年7月 | 名古屋国税局総務部総務課長 |
| 2005年7月 | 大森税務署副署長 | 2015年7月 | 名古屋国税局総務部次長 |
| 2007年7月 | 名古屋国税不服審判所国税副審判官 | 2016年7月 | 名古屋国税局徴収部長 |
| 2010年7月 | 名古屋国税局総務部国税広報広聴室長 | 2017年8月 | 税理士登録 蒲生貞一税理士事務所開所 所長 (現任) |
| 2011年7月 | 名古屋国税局課税第二部消費税課長 | 2020年4月 | (株)丹羽由 社外監査役 (現任) |
| 2012年7月 | 伊勢税務署長 | 2020年6月 | 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) |
| 2013年7月 | 名古屋国税局課税第二部法人課税課長 | | |

社外取締役候補者の活動概況と期待役割

蒲生貞一氏は、税理士として企業税務に携われてきた豊富な経験と高い見識を有しており、事業ポートフォリオ方針に即した事業の縮小・撤退並びに、経営資源を投入していく事業の拡大にかかる税務手続きを含むリスクマネジメントに関する事項について、積極的に意見や提言を行っております。今後も、当社の中長期的な企業価値向上の取組みと持続的な成長を支えるESGの取組みに資する意見や提言を行う役割とともに、社外取締役として、監査等委員監査、監査等委員会及び取締役会の実効性を向上させていく役割を担ってまいります。

社外取締役候補者とした理由

蒲生貞一氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社取締役会が定める取締役及び監査等委員の選任基準を満たし、当社のガバナンスを維持・向上させるために、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に生かしたく、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 蒲生貞一氏は、社外取締役候補者であります。
同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を締結しており、蒲生貞一氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重大失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

候補者番号 たま おき ひろ かず

5

玉 置 浩 一

新任

社外

独立役員

| 生年月日 | 所有する当社株式の数 | 当期における取締役会出席状況 | 当期における監査等委員会出席状況 | 監査等委員である社外取締役在任期間 |
|------------|------------|----------------|------------------|-------------------|
| 1962年5月5日生 | — | — | — | — |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------------------------|----------|-------------------|
| 1986年4月 | 旭硝子(株)(現、AGC(株))入社 | 2002年7月 | 栄監査法人入所 |
| 1991年10月 | 監査法人トーマツ (現、有限責任監査法人トーマツ)入社 | 2003年5月 | 栄監査法人 社員 |
| 1995年3月 | 公認会計士登録 | 2005年6月 | (株)タイテック 社外取締役 |
| 1997年7月 | 玉置公認会計士事務所所長(現任) | 2007年11月 | 栄監査法人 代表社員(現任) |
| | | 2010年4月 | テクノホライズン(株) 社外取締役 |

社外取締役候補者の活動概況と期待役割

玉置浩一氏は、会計監査人である監査法人にて金融商品取引法監査及び会社法監査に長年にわたり従事されており、企業会計にかかると豊富な経験と高い見識を有しております。当社の監査等委員である社外取締役として期待される役割は、会計監査人として、数多くの上場企業の取組みを監査してきた専門性を生かし、当社にある潜在的課題の発見とこの解決に向けた積極的な意見や提言並びに、当社及びグループ会社に対する監査等委員監査を通じた経理の効率を向上させる業務改善に関する意見や提言も期待する役割となります。

社外取締役候補者とした理由

玉置浩一氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社取締役会が定める取締役及び監査等委員の選任基準を満たし、当社のガバナンスを維持・向上させるために、同氏の経験等を当社経営の監督・監査に生かしたく、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 玉置浩一氏は、社外取締役候補者であります。
同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
また、同氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び当社の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、玉置浩一氏の選任が承認可決された場合には当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの損害が補填されます。
但し、故意又は重大失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

(ご参考) 役員の構成 (2024年6月25日以降の予定)

当社の中長期的な企業価値向上を図るために、取締役会として備えるべきスキル（専門性と経験）は下表のとおりです。

| 氏名 スキル (専門性と経験) | | 取締役 | | | | | | 監査等委員 | | | | |
|-----------------------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|
| | | 岩佐 恭知 | 三上 仙智 | 中村 篤志 | 岡島 雄二 | 後藤 昌弘 | 土地 陽子 | 川邊 浩之 | 梅野 勉 | 池田 桂子 | 蒲生 貞一 | 玉置 浩一 |
| 経営戦略 | | ● | ● | | | | | | ● | | | |
| 事業 戦略 | 営業・ マーケティング | ● | | ● | | | | ● | ● | | | |
| | 生産・ 技術開発 | ● | | | ● | | | ● | ● | | | |
| | グローバル | ● | | ● | ● | | ● | ● | ● | | | |
| 会計・財務・税務 | | | ● | | | | ● | | | | ● | ● |
| IR・ESG | | | | | | | ● | | | | | |
| 人事労務・人材開発 | | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | | | |
| 法務・知財 ・リスク管理 | | | ● | | | ● | | ● | | ● | | |

第4号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」といいます。）を導入し、直近では2023年6月23日開催の当社第72期定時株主総会において、現行プランを第73期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をいただきました。

当社は、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下、「買収行動指針」といいます。）の内容を含む、現行プラン導入・継続後の買収への対応方針に関する裁判例、実務及び議論の動向等も勘案しつつ、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現行プランの継続の必要性を含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益が損なわれることを防止するため、現行プランの継続が必要であるという結論に至り、2024年5月21日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件に、現行プランに所要の変更を行った上で継続すること（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）、及び、本プランに関する議案を本総会に提出することを、独立社外取締役全員を含む全取締役の賛成により決議いたしました。本プランでは、買収行動指針等を踏まえ、現行プランについて、語句の修正・整理等に加えて、主に以下の通りの点について見直しを行っております。

- ① 取締役会においてその勧告を最大限尊重するものとしている独立委員会について、独立社外取締役から構成される旨を独立委員会規則上も明記することとしました。
- ② 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の旨を株主総会を招集することとしました。

なお、上記取締役会には、監査等委員である社外取締役4名を含む当社の監査等委員である取締役5名全員が出席し、本プランによる買収への対応方針の継続に同意しております。また、本プランによる買収への対応方針の継続については、独立社外取締役から成る当社の独立委員会の現任委員全員から賛同を得ております。

本総会において承認が得られた場合には、有効期間を本総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとされております。

従いまして、本プランを継続することにつきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様のご決定に委ねられるべきであり、そのためにも、株主の皆様に必要な情報が提供され、透明性・公正性が確保されることが重要であると考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の共同利益の確保を実現する者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、1952年3月に設立し、株式会社日立製作所の化学製品部門（現株式会社レゾナック）の販売特約店として事業（以下、「商社事業」といいます。）を開始しました。日立製作所グループの発展とともに、当社も名古屋、東京に商圏を拡げていく中、化学技術の進展により「軽くて、強く、丈夫で腐らない」をキャッチフレーズとした「樹脂材料」が開発されたことを受け、1968年7月に樹脂成形事業を開始し、これら2つの事業を祖業として現在に至っております。

現在の商社事業は、株式会社レゾナック及び同社グループの「販売特約店」として拡げてまいりました国内、中華圏及びアセアンの商圏を基礎として、各お客様との商流における競争優位を創出することを目的として、「異色性のあるパートナー企業とのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」に取り組んでおります。

一方の樹脂成形事業は、家電のカテゴリにあたるOA/DI部品から自動車部品、医療機器と事業領域を拡げつつ、技術面においては、樹脂単品成形から、印刷、組立、他素材インサート、コイル（巻き線）とその領域を拡げてまいりました。現在の樹脂成形事業は、国内、アセアン

の商圈を基礎として、各お客様との商流における競争優位を創出することを目的として、近い将来に起こり得るであろう人件費の高騰及び、国内における人材不足を睨んだ準備として、「全自動・半自動ライン」の導入を進めております。

今後の当社における企業価値向上策として、商社事業においては、主に「メーカー機能を備えた材料・部品商社として発展する」という事業ビジョンに沿って、これまで進めてきた「異色性のあるパートナー企業とのネットワークづくり」を更に前進させること、新商材開発を具体的なアウトプットとして積み重ねていくこと、及び、メーカー機能の強化による製品ラインナップを拡充していくことに取り組んでまいります。また、樹脂成形事業においては、主に高度な技術の壁を乗り越えて取得した全自動・半自動ラインのグループ企業への横展開を更に前進させること、「電気特性・信頼性評価技術」、「樹脂と異素材との接合・インサート技術」という差別化技術を強化すること、及び、医療機器部品の国内受託生産体制の構築を進めてまいります。

当社は、これらの取組みに加えて、ESGの重要課題（マテリアリティ）として特定したコンプライアンスの取組みを継続していくとともに、気候変動への対応として、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言を踏まえたガバナンス体制の強化に努めるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存でございます。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社のステークホルダーから確固たる信頼を得るためにも、揺るぎないコーポレートガバナンスが必要不可欠であると考え、以下の取組みを進めております。

(企業統治の体制)

当社はコーポレートガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性をチェックする仕組み」であると捉え、最も適した仕組みとして、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

なお、取締役会は、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上重要な事項については、常勤取締役（監査等委員長を含みます。）で構成された経営戦略会議において、事前に十分な審議を行った上で、取締役会に上申しております。

また、監査等委員会は、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上の重要な事項、監査等

委員監査及び内部監査の結果並びに会計監査人による監査結果等について、協議、決議を行っております。

(内部監査及び監査等委員監査)

当社は、社長の直轄部門として内部監査室を設置しており、定期・非定期的（臨時）に社内業務の実施が会社規定等に正しく準拠しているか否かを調査し、当該監査の結果を社長及び監査等委員長に報告するとともに、問題点の指摘及び改善勧告を被監査部門に実施しております。

監査等委員監査は、常勤取締役（監査等委員を除きます。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議に出席し、また必要に応じて、常勤取締役（監査等委員を除きます。）、執行役員、管理職者及び社員に対して監査を行っております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードをふまえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿ったものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、及び大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、当社は2007年6月28日開催の当社第56期定時株主総会において導入した「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「旧プラン」といいます。）を、2009年6月29日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。しかしながら、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、対象となる企業や株主に対して必要な時間や情報を提供することなく買収を行ったり、一般株主の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的として買収を行ったりするなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうような大規模買付行為がなされる可能性は、引き続き決して否定できない状況にあります。

すなわち、2007年9月30日に施行された金融商品取引法においては、経営関与に向けた重大提案行為等を目的とした株式取得には特例報告制度の適用が認められず、5営業日以内の「大量保有報告書」の提出が義務付けられました。また、公開買付けが開始された場合には、発行会社による「買付期間の延長請求」及び「質問権の行使」が可能となりました。しかしながら、これらの法制のもとでもなお、公開買付けが開始される前における情報提供及び検討時間並びに交渉機会を法的に確保すること及び市場内での買集め行為を法的に制限することがいづれもできないなど、これらの法制が上場会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大規模買付行為に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

また、当社は旧プランの廃止以降、自動車市場・医療精密機器市場・エレクトロニクス市場を成長領域と定め、2018年には①成形品をコアにした、自動車重要保安部品の量産技術の確立、②ディスプレイ製品を中心とした医療精密機器の受託生産の拡大、③電子部品を主軸とした様々な事業領域での次世代商材の探索提供という、それぞれの成長領域に対応した3つの長期ビジョンを策定し、さらに2020年には、中期経営計画2028の期間満了時の姿として、①Tier 2メーカーからTier 1.5メーカーへ進化する、②医療機器部品のOEMメーカーとして発展する、③メーカー機能を備えた材料・部品商社として発展するという長期ビジョンへと発展させた上で、これら成長領域にマッチングする商材の開発に継続して努めております。

これらの成長領域においては、よりお客様の固有のニーズに応えた商材の開発が必要とされるため、お客様との間において、緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行っております。その結果として、当社は、旧プランの廃止前よりもはるかに多くのお客様の技術等に関わる機密情報を保有するに至っており、十分な検討がなされない形での当社に対する大規模買付行為に基づく支配権の異動は、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、このようなお客様を含む当社のステークホルダーとの間の良好な関係を毀損する可能性があります。

かかる状況は、現行プランを継続した昨年と変わっておらず、当社として改めてそのような大規模買付行為に対する対抗措置の必要性について検討したところ、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益が損なわれることを防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置の更なる継続が必要であるという結論に至ったものです。当社としては、かかる対抗措置の継続は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本プランは大規模買付行為開始前に所要の情報提供及び検討期間並びに交渉機会を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであると考えております。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、大規模買付行為を行おうとする者が本プランを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めています。そして、本プランの内容を適切に開示することによって、株主及び投資家の皆様並びに当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対し、十分な予見可能性や慎重な投資判断への動機付けを与えるとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう当社株式等の大規模買付行為を事前に抑止することを目的としております。

なお、2024年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1に記載の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る具体的な提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、当社の特定の株主の株式等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁷

~~~~~  
<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>7</sup> 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

## ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

### (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

<sup>8</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

<sup>9</sup> 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

---

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

<sup>11</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- （i） 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- （ii） その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

但し、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規則（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役（監査等委員を含みます。）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。また、当社は、本総会において本プランによる買収への対応方針の継続が承認された場合には、本総会后最初に開催される当社取締役会において、別紙3に記載の3氏をこれらの3氏が本総会において社外取締役として選任されることを条件に独立委員会の委員として選任することを予定しております。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### (i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

#### (ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下（イ）から（ヌ）に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等であると判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

- (ト) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (チ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (リ) 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ヌ) その他 (イ) から (リ) までは準じる場合で、(i) 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合であって、かつ、(ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることを回避することができないか又はそのおそれがあると判断される買付け等である場合

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動又は不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、(i) 買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合、(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合において、対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集するものとし、

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は (ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 当社株主総会の招集

当社取締役会は、本プランによる対抗措置を発動することの可否について、(i) 買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合、(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合において、対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとし、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。

なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買

付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

## 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び買収行動指針その他の買収への対応方針に関する実務・議論を

踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入され、継続されるものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、その目的、具体的内容、効果等を開示の上、当社株主総会におけるご承認を経て導入され、継続してきているところ、本総会においてもその継続を議案としてお諮りすることを当社取締役会で決議しており、その目的、具体的内容、効果等をここに開示しております。また、上記2. (3)に記載の通り、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、①その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになり、かつ、②当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。従いまして、本プランの導入・継続及び廃止には、事前の開示に基づき、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

さらに、上記2. (1)⑥及び⑦に記載の通り、本プランに基づく対抗措置の発動に際しても、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、当社株主総会を招集し、当社の株主の皆様ご意思確認を経ることとします。なお、買付者等が、本プランに記載した手続を遵守せず、大規模買付け等を実行しようとする場合には、当社は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主の皆様ご意思確認のための株主総会を開催することなく、やむを得ず対抗措置を発動することがあります。

このように、本プランは、株主意思を最大限尊重するものとなっています。

#### (3) 必要性・相当性確保の原則

##### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動

等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として当社独立社外取締役から構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしております。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ③ デッドハンド型又はスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記2. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

#### (1) 本プランの導入・継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入・継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入・継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1) に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買

付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。但し、例外事

由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

## 当社株式の状況

【別紙1】

2024年3月31日現在

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,127,338株 (うち自己株式19,391株)
- (3) 株主数 1,733名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                         | 当社への出資状況 |         |
|---------------------------------------------------------------|----------|---------|
|                                                               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
| フリージア・マクロス株式会社                                                | 1,796 千株 | 19.73 % |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 628      | 6.90    |
| 日邦産業社員持株会                                                     | 583      | 6.40    |
| GLOBAL ESG STRATEGY<br>(常任代理人 立花証券株式会社)                       | 536      | 5.89    |
| 株式会社フジインコーポレーテッド                                              | 337      | 3.71    |
| 株式会社三井住友銀行                                                    | 274      | 3.01    |
| GLOBAL ESG STRATEGY<br>(常任代理人 フィリップ証券株式会社)                    | 266      | 2.93    |
| 田中 喜佐夫                                                        | 232      | 2.55    |
| INTERACTIVE BROKERS LLC<br>(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)      | 226      | 2.49    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                                   | 216      | 2.38    |

(注) 1. 持株比率は、自己株式(19,391株)を控除して計算しております。なお、自己株式には「信託型従業員持株インセンティブプラン(E-Ship)」により、野村信託銀行株式会社(日邦産業従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式132,800株は含めておりません。

2. 2024年2月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.が2024年2月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名または名称                                                                               | 住所                                                                                                                             | 保有株券等の数<br>(千株) | 株券等保有割合<br>(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| スイスアジア・フィナンシャル・サービス・<br>ピーティーイー・エルティーディー<br>(Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.) | 9 ラaffles プレイス、#53-01/04、<br>リパブリックプラザ、シンガポール<br>(048619)<br>(9 Raffles Place, Unit 53-01<br>Republic Plaza, Singapore 048619) | 903             | 9.90           |

## 独立委員会規則の概要

【別紙2】

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の氏名及び略歴（2024年6月25日現在）

【別紙3】

| 氏名                               | 略歴                                               |
|----------------------------------|--------------------------------------------------|
| イケダ ケイ コ<br>池田 桂子<br>(1956年8月生)  | 1983年4月 弁護士登録                                    |
|                                  | 1986年8月 池田法律事務所（現、池田総合法律事務所・池田特許事務所）開所 パートナー（現任） |
|                                  | 2000年7月 弁理士登録                                    |
|                                  | 2017年4月 愛知県弁護士会会長                                |
|                                  | 日本弁護士連合会副会長                                      |
|                                  | 2018年4月 中部弁護士会連合会理事長                             |
|                                  | 2019年5月 カネ美食品（株）社外取締役                            |
|                                  | 2019年6月 中部日本放送（株）社外取締役（現任）                       |
|                                  | 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>東邦瓦斯（株）社外監査役（現任）   |
| 2023年5月 カネ美食品（株）社外取締役（監査等委員）（現任） |                                                  |
| ウメ ノ ツトム<br>梅野 勉<br>(1951年3月生)   | 1976年9月 本田技研工業（株）入社                              |
|                                  | 1995年9月 Honda Australia Pty., Ltd. 代表取締役社長       |
|                                  | 1998年6月 本田技研工業（株）東アジア大洋州部長                       |
|                                  | 2000年4月 フォルクスワーゲングループジャパン（株）代表取締役                |
|                                  | 2001年7月 同社代表取締役社長                                |
|                                  | Volkswagen AG グループ最高経営メンバー                       |
|                                  | 2005年5月 日本自動車輸入組合理事長                             |
|                                  | 2008年2月 フォルクスワーゲングループジャパン（株）代表取締役会長              |
|                                  | （株）M&C SAATCHI Managing Partner                  |
|                                  | 2010年6月 三井金属アクト（株）社外取締役                          |
|                                  | 2015年6月 （株）シモジマ 社外取締役（現任）                        |
|                                  | 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）                       |

| 氏名                                   | 略歴                                      |
|--------------------------------------|-----------------------------------------|
| タマ オキ ヒロ カズ<br>玉 置 浩 一<br>(1962年5月生) | 1986年4月 旭硝子(株)(現AGC(株))入社               |
|                                      | 1991年10月 監査法人トーマツ<br>(現、有限責任監査法人トーマツ)入社 |
|                                      | 1995年3月 公認会計士登録                         |
|                                      | 1997年7月 玉置公認会計士事務所所長(現任)                |
|                                      | 2002年7月 栄監査法人入所                         |
|                                      | 2003年5月 栄監査法人 社員                        |
|                                      | 2005年6月 (株)タイテック 社外取締役                  |
|                                      | 2007年11月 栄監査法人 代表社員(現任)                 |
|                                      | 2010年4月 テクノホライズン(株) 社外取締役               |

※池田桂子氏及び梅野勉氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、玉置浩一氏は、両取引所及び当社の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

※池田桂子氏、梅野勉氏及び玉置浩一氏と当社との間には、特別の利害関係又は取引関係はありません。

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得ます。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

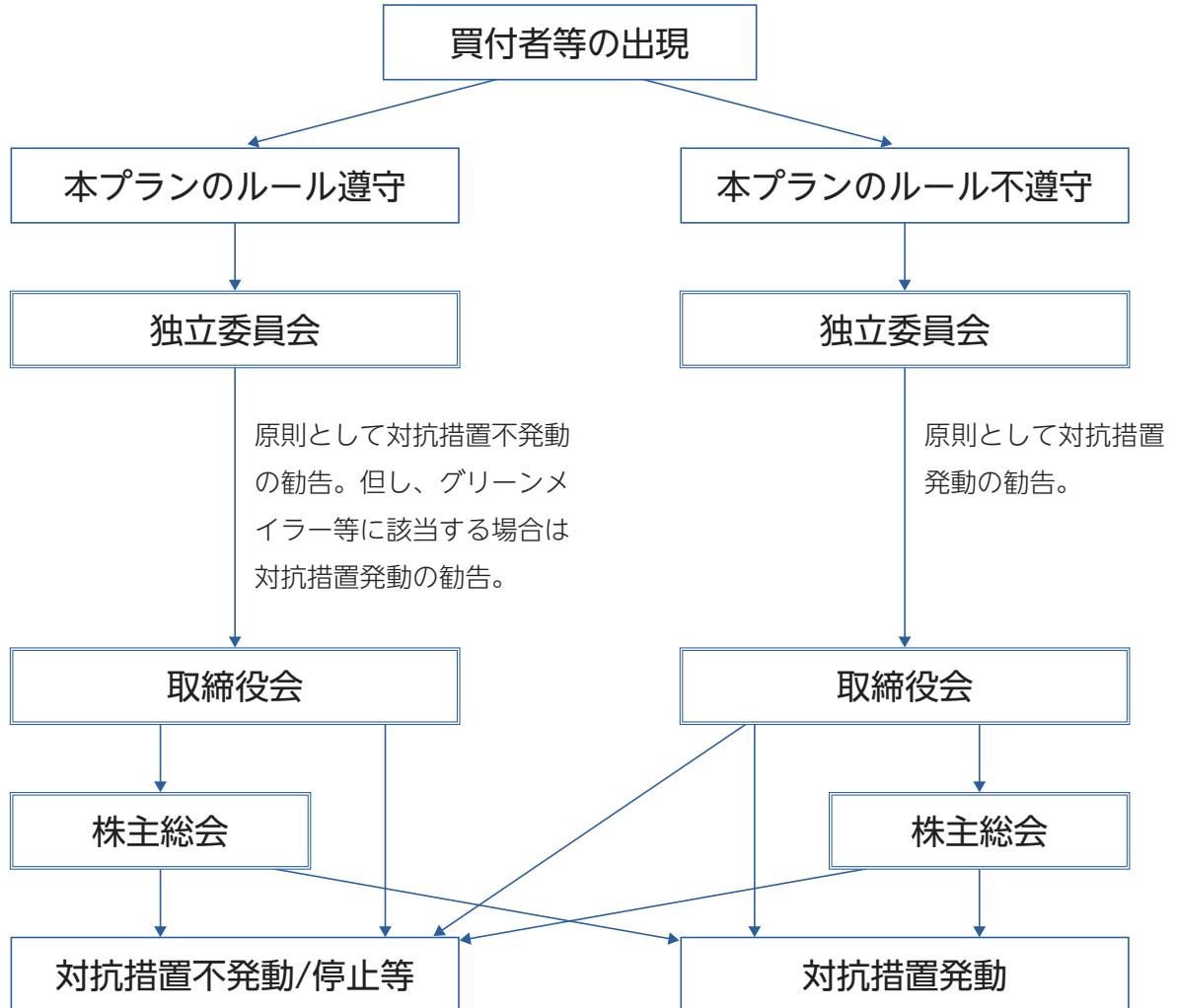
## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

# 本プランのイメージ図

【参考資料】



※ 本図は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

(当社株主GLOBAL ESG STRATEGY様による反対の意向表明)

当社は、当社株主であるGLOBAL ESG STRATEGY様（以下、「本提案株主」といいます。）から、買収防衛策（現、買収への対応方針）の廃止の件を議題とする株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を受けておりましたが、その内容が当社の提案が可決されれば株主提案は否決されるという関係にあるため、本株主提案を本総会における単独の議案として取り扱わないこととし、以下、本株主提案の議題、内容及び理由並びにこれに対する当社取締役会の意見を記載いたします。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所（提案理由は本提案株主から提出されたその概要）を原文のまま掲載しております。

#### (1) 議案の要領

2019年4月23日開催の当社取締役会に基づき導入、第68期定時株主総会決議に基づき継続され、直近では2023年5月19日開催の当社取締役会及び第72期定時株主総会に基づき継続された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を廃止する。

#### (2) 提案の理由

株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンス・コード<sup>5</sup>の発展及び浸透、企業買収における行動指針<sup>6</sup>、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、買収防衛策を導入する企業は減少しています。

当社では、2009年に会社は株主のものであるとの「資本主義の原則に立ち返」ることを謳い<sup>7</sup>、同種のプランを廃止したにも関わらず、10年後、特定の株主による買付を受け、有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的と言わざるを得ません。特定の株主による影響力の増加が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断は、株主自身に委ねられるべきです。当社の買収防衛策は、当社の株主総会において廃止の決議をすることが出来ることを前提としています<sup>8</sup>。当該定めに従い、当社の買収防衛策の廃止を提案します。

- 
- <sup>5</sup> コーポレートガバナンス・コード原則1-5「経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。」
- <sup>6</sup> 経済産業省「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」2023年8月31日  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei\\_baishu/pdf/20230831\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/20230831_2.pdf)
- <sup>7</sup> 平成21年5月15日付「当社株式等の大規模買付行に関する対応方針（買収防衛策）の非継続について」
- <sup>8</sup> 当社買収防衛策 2. 本プランの内容 (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

## 当社取締役会の意見

当社及び子会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、お客様と緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行っており、その中には、お客様がとても大切にされているコア技術を当社グループの主要事業の用に供しているものがございます。

このような状況下において、十分な検討がなされないままに当社に対する大規模買付行為が行われ、支配権の異動がなされた場合、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、お客様から当社グループに供与された機密情報の使用を禁じられ、返却を求められることになれば、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保できなくなる可能性が否めません。

当社取締役会は、このような状況を踏まえ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためには、大規模買付者に対して情報提供を求め、その提供された情報を当社取締役会が検討・評価するプロセスを確保することができるようにするために、「買収への対応方針」の継続が必要であるとの結論に至り、主に以下の点について、見直しを行い、本株主総会に議案として提出することを独立社外取締役全員を含む全取締役の賛成により決議しております。

- ① 取締役会において、その勧告を最大限尊重するものとしている独立委員会について、独立社外取締役から構成される旨を独立委員会規則に明記することとしました。
- ② 大規模買付者等が買収への対応方針に規定する手続きを遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、対抗措置を発動するか否かを株主様の皆様に問うべく、株主総会を招集することとしました。

なお、本提案株主からなされた本株主提案の「提案の理由」にある①及び②の記載に対して、当社取締役会の反論をまとめさせていただきます。

- ① 企業買収における行動指針・・・・などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、

**【買収への対応方針を定める意義が失われたとはいえないこと】**

経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」（以下、「買収行動指針」といいます。）の「第5章 買収への対応方針・対抗措置」には、次の記載があり、買収への対応方針を定めることの意義が認められています。

- ・対象会社やその株主に対して必要な時間や情報が提供されずに買収がされることや、買収者が対象会社や一般株主の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的として経営支配権を取得することなどで、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう可能性もある。
- ・現状は、こうした事態に公開買付制度等の法制度のみで対応するのではなく、事案に応じ、企業が差別的な内容の新株予約権無償割当てを利用した買収への対抗措置を用いた方針（買収への対応方針）を定め、それに基づく対抗措置を発動することがあり、これが適法であると裁判例で認められている場合もある。
- ・こうした買収への対応方針が適切に用いられる場合には、株主に検討のための十分な情報や時間を提供するとともに、取締役会に買収者に対する交渉力を付与し、買収者や第三者からより良い買収条件を引き出すことを通じて、株主共同の利益や透明性の確保に寄与する可能性もある。

② 有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的

【当社の買収への対応方針の再導入について、高裁決定においてその正当性が認められていること】

「令和3年（ラ）第138号 保全異議申し立て事件の決定に対する保全抗告事件」にかかる名古屋高等裁判所の決定（名古屋高決令和3年4月22日）における決定理由において、以下の趣旨の記載があり、当社の買収への対応方針の再導入について正当性が認められています。

- ・当社の買収防衛プランは、有事における買収防止・経営陣保身のための導入であるとまでいうことはできない。
- ・株式会社が一度廃止した買収防衛策を再導入することそれ自体に問題があるとはいえない。
- ・当社取締役会が買収防衛プランの導入決議を決議した平成31年4月23日の時点では、顧客の技術等に関わる機密情報を旧プラン廃止当時よりもはるかに多く保有するに至っており、一方的な大規模買付行為に基づく支配権の移動は機密情報の流出のおそれとステークホルダーとの間の良好な関係を毀損するおそれがあるとの経営判断により、買収防衛プランの導入決議をしたものであり、このような買収防衛プランの導入は当社の各株主総会決議により大多数の株主の承認を受けている。そうすると、このような経緯による本件買収防衛プランの導入決議を信義則に反し無効であるとまでいうことはできない。

## < 株主提案（第5号議案から第7号議案まで） >

第5号議案から第7号議案までは、当社株主であるGLOBAL ESG STRATEGY様（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所（提案理由は本提案株主から提出されたその概要）を原文のまま掲載しております。

### 株主提案

#### 第5号議案

#### 剰余金処分の件

##### (1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類  
金銭

(イ) 一株当たり配当額  
金163円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金163円）

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日  
本株主総会の日

(オ) 配当金支払開始日  
2024年7月16日（火曜日）

## (2) 提案の理由

当社は、本年3月に中期経営計画<sup>1</sup>を改定し、人的資本投資と成長投資を60億円とし、配当性向50%に引き上げつつ継続的に増配する計画を公表しています。当社はそれ以前は約29億円のネットキャッシュ<sup>2</sup>を有しながら、我々に対しネットキャッシュであることが当社の最適な資本構成だと考えていると強弁していたところ、多少ネットデットになる資金計画を公表したことは一定の評価に値します。

それでも当社は引き続き大幅な財務余力を維持することとなり、十分に効率的な資金計画とはいえません。東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」<sup>3</sup>からも未だ乖離しており、現時点で十分な投資計画が示されない以上、大胆な株主還元として純資産配当率（DOE）10%の配当を提案します。DOE10%、配当利回り3%と想定した場合、当社株価は約5,450円（現在株価の約3倍）まで上昇することが見込まれます。

---

<sup>1</sup> 2024年3月25日付「中期経営計画 2025」<https://www.nip.co.jp/ir/.assets/cyukei2025.pdf>

<sup>2</sup> ネットキャッシュは2023年12月末時点の連結ベースの数字

<sup>3</sup> 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」1頁  
<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/jr4eth0000004w6n.pdf>

## 当社取締役会の意見

### 反対

当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社取締役会は、「持続的な利益成長に合わせた増配」を株主還元の基本方針に掲げ、配当総額、配当性向ともに持続的に向上させていくことを経営上の重要課題として認識し、取り組んでおります。そして、実際に下表のとおり、2022年3月期、2023年3月期にかけて配当総額と配当性向を向上させており、2024年3月期には、さらなる向上を実現できる見込みです。

(単位：百万円)

|          | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期  |
|----------|----------|----------|-----------|
| 売上高      | 35,491   | 38,886   | 41,922    |
| 営業利益     | 1,342    | 1,912    | 1,918     |
| 純利益      | 1,031    | 1,269    | 1,457     |
| 1株当たり配当金 | 22円      | 33円      | 74円(予定)   |
| 配当性向     | 19.4%    | 23.4%    | 45.5%(予定) |

また、当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上を目指し、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことが、株主の皆様への利益の向上にも資するものと考え、2024年3月25日に「中期経営計画2025」を下表のとおり改定し、人的資本、新規事業・機能強化に向けたさらなる成長投資を行ってまいります。

|            | 改定前          | 改定後                     |
|------------|--------------|-------------------------|
| 事業投資の対象・目的 | 新規事業の開発&機能強化 | 人的資本投資&<br>新規事業の開発&機能強化 |
| 事業投資の計画金額  | 30億円         | 60億円                    |

本株主総会における当社の配当提案（1株当たりの期末配当金74円）は、「中期経営計画2025」に基づいて、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上（増配）を両立させていくことを目的として、ご提案させていただいております。これに対して、本議案は、当事業年度の1株当たりの期末配当金として、純資産配当率（DOE）10%にあたる金163円を求めるものであり、当社が、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上（増配）を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案

定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第6章 計算」の章に、第35条として、以下の条文を新設し、現行定款第35条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（剰余金の配当方針）

第35条 当社は、2024年度及び2025年度において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額÷当期純利益（連結財務諸表数値）により算出する。）100%又は純資産配当率（DOE、Dividend-on-Equity。「配当総額÷純資産合計（連結財務諸表数値）」により算出する。）10%のどちらか高い方を満たす年間配当額 とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

(2) 提案の理由

当社は改定中計において、投資計画と株主還元に見られるものの、依然過度に資金を留保しており不十分です。我々は2023年度の期末配当のDOE10%の配当に加え、過度な内部留保資金の株主還元のための一時的な手当てとして、2025年度までの期間、同水準の配当を維持すること、並びに配当性向及びDOEを配当決定方針に加えることを提案します。本提案の配当方針による財務インパクトを、当社改定中計の売上・利益計画、減価償却費と同額の設備投資を行う等の保守的な前提条件で合理的に検証したところ、2025年度末でネットD/Eレシオ 0.2倍、ネットデット/EBITDA 0.9倍、純資産比率 47%となりました。当社は我々に、ネットデット/EBITDAの4～5倍は銀行から資金借入可能との見解を示す等しており、本提案によっても当社の財務健全性を損なわず、引き続き大幅な財務余力を有することは明らかです。

| 当社の配当方針を採用した場合の<br>財務指標の推移予測 <sup>4</sup> | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度  |
|-------------------------------------------|--------|--------|---------|
| 一株当たり配当金 (円)                              | 74     | 76     | 78      |
| 配当性向                                      | 50.3%  | 50.0%  | 50.0%   |
| DOE                                       | 4.6%   | 4.5%   | 4.4%    |
| ネットキャッシュ (百万円)                            | 1,112  | (178)  | (1,449) |
| ネットD/E                                    | (0.08) | 0.01   | 0.09    |
| ネットデット/EBITDA                             | (0.36) | 0.06   | 0.45    |
| 純資産比率                                     | 51.6%  | 52.2%  | 52.7%   |

| 本提案の配当方針を採用した場合の<br>財務指標の推移予測 <sup>4</sup> | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度  |
|--------------------------------------------|--------|--------|---------|
| 一株当たり配当金 (円)                               | 163    | 162    | 161     |
| 配当性向                                       | 110.8% | 106.6% | 103.2%  |
| DOE                                        | 10.0%  | 10.0%  | 10.0%   |
| ネットキャッシュ (百万円)                             | 1,112  | (988)  | (3,043) |
| ネットD/E                                     | (0.08) | 0.07   | 0.21    |
| ネットデット/EBITDA                              | (0.36) | 0.31   | 0.94    |
| 純資産比率                                      | 51.6%  | 49.4%  | 47.5%   |

<sup>4</sup> 売上高については当社の中期経営計画目標を均一な成長率で達成するものと仮定して試算し、当期純利益については法人税率30%を仮定して試算。EBITDAについては減価償却費が2022年度と同額と仮定して試算。2023年度のネットキャッシュ及び純資産については、同期において減価償却費と同額の設備投資を行うと仮定した上で、当期純利益会社予想から2023年12月末実績の3四半期累計純利益を差し引き計算。それ以降の各期のネットキャッシュ及び純資産は、每期減価償却費と同額の設備投資を行うと仮定した上で、一期前純資産に当期純利益から配当額を差し引いた金額を加算して計算し、さらに中期経営計画に基づき2023年度に31億円の新規有利子負債調達、2023年度以降2025年度まで20億円ずつ成長投資を行ったと仮定して算出。純資産比率は総資産額が売上高に比例するものとして算出

## 当社取締役会の意見

### 反対

当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

「第5号議案：剰余金処分の件」の当社取締役会の意見で述べましたとおり、当社取締役会は、「持続的な利益成長に合わせた増配」を株主還元の基本方針に掲げ、2022年3月期、2023年3月期にかけて配当総額と配当性向を向上させており、2024年3月期には、さらなる向上を実現できる見込みです。当社取締役会は、2025年3月期（2024年度）以降においても、中長期的な視点に基づいて、「持続的な利益成長に合わせた増配」を実現してまいる所存です。

これに対して、本議案は、2024年度及び2025年度において、配当性向100%又は純資産配当率（DOE）10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定することを定款に盛り込むことを求めるといふものです。しかし、かかるご提案は、当社が、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上（増配）を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。

また、本議案の内容を定款に規定することになりますと、当社の業績状況や事業投資に用いる資金の必要性等にかかわらず、画一的な計算方法で配当額を決定することとなりますので、将来の利益成長につながる有効な投資計画その他の資金使途を決定するための機動性及び柔軟性が損なわれることが明らかです。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

(1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第29条として、以下の条文を新設し、現行定款第29条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（取締役による株主との面談対応）

第29条 当会社の取締役は、当会社の3%以上の議決権を有する株主又は当該株主が保有する当会社の株式につき投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主又は運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主又は運用者当り、取締役（監査等委員であるものを除く。）については四半期に1回以上、監査等委員である取締役については年に1回以上応じるものとする。

(2) 提案の理由

我々は、本株主総会に先立ち、当社に対し全取締役との個別面談を重ねて申し入れましたが、取締役との集団面談の対応がされたのみでした。コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています<sup>9</sup>。また、株主平等原則は、合理的な範囲で保有株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の観点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

<sup>9</sup> コーポレートガバナンス・コード、基本原則5

## 当社取締役会の意見

### 反 対

当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反 対** いたします。

当社取締役会は、コーポレートガバナンス報告書及びコーポレートガバナンス・コードの取組み状況

<https://www.nip.co.jp/esg/assets/CorporateGovernanceCode.pdf> を取りまとめ、原則5-1に「株主との建設的な対話に関する方針」（以下、「対話方針」といいます。）として、「株主からの対話（面談）のお申込みに対しては、株主の希望と主な関心事項を踏まえ、合理的な範囲・方法で IR担当役員、又はIR担当者が中心となって対応させていただく。」ことを開示させていただいております。

当社IR担当役員及びIR担当者は、この対話方針に基づき、機関投資家を含む株主の皆様から対話のお申込みをいただく都度、誠実な対応を心がけております。

なお、本提案株主から全取締役を対象とする個別面談の要請を受けましたが、当社取締役会は、対話方針に基づき、「合理的な範囲・方法」として、複数の取締役による面談を提案し、この方法により、複数回に分けて社長を含む全取締役が対応しております。

当社取締役会は、各株主が当社の各取締役をその職務の遂行の内容及び結果等に基づき評価することは当然であると考えておりますが、特定の株主が各取締役を評価するために個別の面談の場を設定することが必要であるとは考えておりません。

本議案の内容を定款に規定することになりますと、特定の株主との間で、当社の全取締役の個別面談が強制されることになり、当社の各取締役は、そのような個別面談の実施が必ずしも合理的な範囲・方法であるとはいえない場合であっても、これに応じなければならないこととなります。

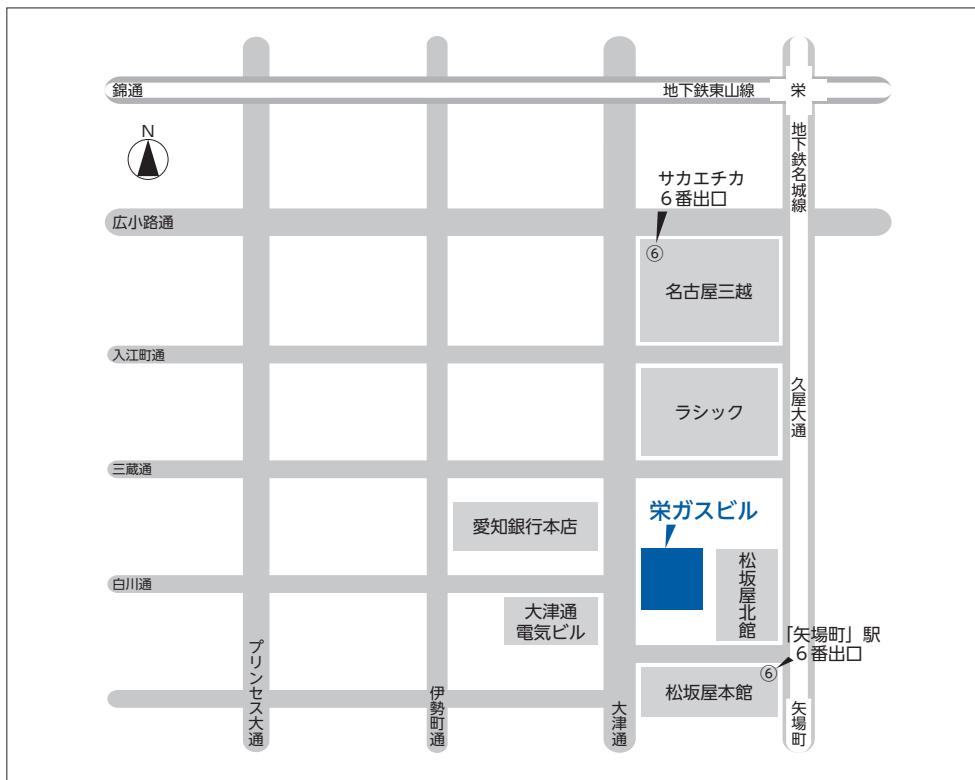
株主との対話に対応するための当社のリソースには限りがありますため、合理的な範囲・方法を超えて特定の株主との個別面談に応じなければならないことにより、他の株主との建設的な対話の実施や、個別面談以外の対話（説明会やIR活動等）の実施にも影響が出ることもあり得、当社の企業価値の持続的な向上、ひいては株主の共同の利益の確保にも影響が出ることになりかねません。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

**会場** 栄ガスビル 5階 栄ガスホール  
名古屋市中区栄三丁目15番33号



## 交通のご案内

地下鉄 東山線・名城線「栄」  
サカエチカ 6番出口より徒歩約5分  
名城線「矢場町」6番出口より徒歩約3分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。

ご来場にあたり、  
サポートが必要な方は、株主総会前日  
までにお電話でご連絡ください。

**日邦産業株式会社**

電話：(052)218-3161(代表)

土日祝日を除く 9:00～17:30

**日邦産業株式会社**